

入 札 仕 様 書

雲南エネルギーセンター施設北側法面陥没復旧工事

令和 3 年 10 月

雲南市・飯南町事務組合
(雲南エネルギーセンター)

目 次

第1章 総 則

第1節 計画概要	1
1. 工事概要	1
2. 工事名	1
3. 工事場所	1
4. 予定工期	1
第2節 入札時提出書類	1
1. 工事費内訳書（指定様式5の内訳書に記載）	1
2. 入札書（様式任意）	1
第3節 工事範囲	1
1. 工事範囲の崩壊土砂撤去工事	1
2. 盛土崩壊部のかご枠工設置工事	2
3. 地下排水工の設置	2
4. 縦排水路の更新と小段排水の設置	2
5. 撤去物の処理、運搬、処分	2
第2章 復旧工事仕様	3
第1節 一般共通事項	3
1. 施工計画	3
2. 工事用水及び光熱費	3
3. 資材置き場等	3
4. 現場事務所	3
5. 清掃・跡片付け	3
第2節 復旧工事の留意事項	3
1. 発生材の処分	3
2. 現場内焼却行為の禁止	3
3. 工事車両の出入りについて	3
第3章 受注後の留意事項	4
第1節 一般事項	4
1. 疑 義	4
2. 受注者の負担	4
3. 諸法規の遵守	4
4. 官公庁への手続き	4
5. 復 旧	4
6. 諸保険	4

第2節 施工の監理及び検査	5
1. 労務災害の防止	5
2. 事故処理	5
3. 現場管理	5
4. 技術管理	5
5. 工程管理	5
6. 工事記録写真	5
7. 交通安全	6
8. 工事報告	6
9. 地元住民への対応	6
10. 処分先の確認	6
11. 道路使用について	6
12. 施工の検査	6
第3節 提出図書	7
1. 受注後に提出する図書	7
2. 工事完了に際して提出する図書	7
第4節 関係法令等の遵守	8
第4章 施工監理内容	9
1. 初回協議	9
2. 中間検査	9
3. 最終検査（完成検査）	9

第1章 総 則

本仕様書は、雲南市・飯南町事務組合（以下「組合」という。）が計画する雲南エネルギーセンター施設北側法面陥没復旧工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第1節 計画概要

1. 工事概要

雲南エネルギーセンター施設北側の盛土法面において、豪雨による雨水の浸透が原因と思われる法面崩壊部を地下排水工及びかご枠工法を用いて復旧する工事とする。また、縦排水工の流下能力を向上する工事を合わせて行う復旧工事とする。

2. 工事名

雲南エネルギーセンター施設北側法面陥没復旧工事

3. 工事場所

雲南市加茂町三代1331-1 （雲南エネルギーセンター）

4. 予定工期

本工事は、契約締結の日の翌日から令和4年3月17日までとする。

第2節 入札時提出書類

1. 工事費内訳書(様式任意)

工事数量総括表記載の全項目について記載し、一括値引きはしないこと。

2. 入札書(様式任意)

第3節 工事範囲

本工事の工事範囲は次のとおりとする。

工事範囲の詳細は添付図面及び工法の概要を参照すること。

1. 工事範囲の崩壊土砂撤去工事

工事用進入路を施工することで安全に行う。

2. 盛土崩壊部のかご枠工設置工事

1200×2000×500のかご枠を設置し、中詰材を割栗石とする。

3. 地下排水工の設置

小段排水工の下部にある地下排水パイプの流下を向上させるため、暗渠排水工及び吸出防止マットの設置を行う。

4. 縦排水路の更新と小段排水の設置

流下能力の良いコンクリートU型側溝に更新する。

5. 撤去物の処理、運搬、処分

工事により発生する撤去物は、適正に処理、運搬、処分をすること。

第2章 復旧工事仕様

第1節 一般共通事項

1. 施工計画

施設内の廃棄物運搬車両や、施設外からのごみ搬入車両に十分留意をして計画を行うこと。特に市民の搬入車両については、最善の配慮を行うように対策を講じること。

2. 工事用水及び光熱費

復旧工事に必要な工事用の用水及び電気代は全て受注者の負担とする。

3. 資材置き場等

場内の適切な場所に、組合の承諾の上資材置き場・撤去廃材仮置き場を設けること。

4. 現場事務所

復旧工事を行うために、仮設の現場事務所を設けるものとする。

5. 清掃・跡片付け

現場は常に整理・清掃し工事終了後（竣工検査前）には、工事範囲場所及び周辺の間掃・跡片付けを行うものとする。

第2節 復旧工事の留意事項

1. 発生材の処分

発生材の処分については、受注者の責任においてすべて処分すること。

建設廃棄物〔コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート（特定建設資材廃棄物）〕は、建設リサイクル法に基づき現場で分別し、再資源化を行うこと。

2. 現場内焼却行為の禁止

発生材その他は、現場内において焼却処分してはならない。

3. 工事車両の出入りについて

場内での安全確保のために最低必要な速度で走行すること。また、工事車両等の付着土により施設内を汚さないように対策をとること。

第3章 受注後の留意事項

第1節 一般事項

1. 疑義

受注者は本仕様書を熟読吟味し、もし、疑義ある場合には、組合に照会し、組合の指示に従い、その内容を十分に了解した上で実施すること。

2. 受注者の負担

受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事目的達成のために必要な費用及び工事の性質上、当然必要とされるすべての費用を負担するものとする。

なお、現場状況により不測の変更が生じた場合には、組合の指示によって行うものとし、この場合、原則として諸負担金額の変更は行わないものとする。

3. 諸法規の遵守

受注者は、本工事の施工にあたり、労働安全衛生諸法令・公害防止諸法令・特に廃棄物の処理及び清掃に関する法律等及び諸法規、条例等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令及び法規の運営適用は、受注者の責任で行うものとする。

4. 官公庁への手続き

受注者は、本工事の施工にあたって関係諸官庁その他への許認可申請・報告・届出等の必要がある場合には、その手続きを組合の確認のうえで代行するものとし、その手続きに要する費用は受注者の負担とする。

また、関係諸官庁から指示等があった場合は遅滞なく組合に報告し、指示を受け、措置するものとする。

5. 復旧

受注者は、道路や隣地等に支障を及ぼさないよう必要な保護または安全対策を講じるものとする。

万一、道路等に損傷・汚染が生じた場合には、速やかに応急処置及び復旧修理工事等を組合の指示により行い、これに要した費用はすべて受注者の負担とする。

6. 諸保険

受注者は本工事に係わる諸保険に加入するものとし、必要な保険代は本工事に含むものとする。

第2節 施工の監理及び検査

1. 労務災害の防止

工事中の危険防止対策を十分に行い、また労務者への安全教育を徹底し、労務災害が生じないように努めること。

2. 事故処理

工事により自己が発生した場合、受注者は緊急連絡体制表に基づき対処するとともに、速やかにその日時・場所・原因・状況・被害者氏名・応急措置・その後の対応等について組合に報告しなければならない。

その事故が受注者の責任に帰する場合には、その補償等全て受注者の負担とする。

3. 現場管理

受注者は、労働基準法・労働安全衛生規則等の関係法規に則り現場を管理し、また工事現場への一般人及び労務者の出入監視、風紀衛生の取締り、ならびに火災、盗難、その他の事故防止について責任をもって管理すること。

また、関係住民の生活に支障となることがないように十分に注意すること。

4. 技術管理

受注者は、工種ごとに工事進捗上十分な員数の労務者を計画的に配置し、秩序正しい作業をさせ、また熟練を要する工種の施工については、有資格者または相当の経験を有する者に作業させること。

なお、労務者等が組合の指示に従わない場合、または工事作業に不相当と認めた場合は、交替または退去を命ずる場合がある。この場合、受注者は直ちに適切な措置を講じなければならない。

5. 工程管理

受注者は、工事着工前に全体工程表・工事施工中には月間工程表を提出し、組合の承諾をうけるとともに、工程の完全な遂行を図らなければならない。また、実施工程に変更が生じた場合には、変更実施工程表を組合に提出して承諾を受けるものとする。

災害その他の事情により工事が遅延した時は、その理由・程度等を組合に報告し、工程計画の修正を行うとともに、進捗度の回復に努めること。

6. 工事記録写真

工事着手前に工事前現況写真、施工中に工事工程写真及び工事進捗写真、工事完成後に竣工写真を撮影し、組合に提出する。

工事前現況写真及び竣工写真は、工事着手前及び竣工後の現場全景、代表部分及び現

場周辺の現況を撮影する。

工事工程写真は、各工程における施工状況・出来形を主要機器ごとに撮影し、特に工事完了後に確認が困難となる箇所については、施工が適切であることが証明できるものとする。

また、工事進捗写真は、工事現場全景及び代表部分を適宜撮影すること。

7. 交通安全

工事関係車両等は、組合と協議して決めたルートを通行し交通安全に努めること。また、進入路出入口等には適宜誘導員を配置し交通整理にあたるものとする。

8. 工事報告

現場代理人は、定例工程会議において工事進捗状況、月間の工事進捗状況及び出来形等を簡潔に報告書としてまとめ、工事日報・工事写真とともに組合に提出することとする。

また、打ち合わせを行った場合には打ち合わせ議事録を提出すること。なお、定例会議は、協議のうえで開催日等を決定する。

9. 地元住民への対応

工事の施工に際し、地元及び関係地域等に対して、工事計画説明会を開催する場合には、説明会用資料の作成及び説明を行うこと。

また、工事期間中についても、問い合わせや苦情が発生した場合には、組合と協議のうえ、対応すること。

10. 処分先の確認

廃棄発生物等を処理処分する場合には、処分先の処理施設の内容及び処分方法が適切であるかどうか確認すること。

11. 道路使用について

撤去廃棄物運搬車や作業車のタイヤに付着した泥により道路を汚したり、運搬物の飛散やこぼれ等により道路を汚すことのないよう対策を講じること。

12. 施工の検査

各工事は、予め承諾した工程に達したときは必ず検査を受け、確認された段階で次の工程に移るものとする。施工後に検査が不可能または困難な工事は、その施工にあたり監督員の立会をうけるものとする。

本工事の監督員は、復建調査設計に委託する予定のため、受注後に指示するものとする。

第3節 提出図書

1. 受注後に提出する図書

受注者は、契約後速やかに工事着手届、工程表、施工計画書等を作成し組合の承諾をうけるものとする。

なお、引続きその他下記事項の書類については適切な時期に提出すること。

- 1) 工程着手届
- 2) 工事工程表
- 3) 施工計画書
 - ① 工事概要
 - ② 組織表・体制表
 - ③ 安全衛生管理計画及び体制（安全衛生教育及び作業環境管理等）

- 4) 主要作業詳細施工領書
- 5) 下請業者届
- 6) 週間及び月間工程表
- 7) 工事進捗状況報告書
- 8) 打合議事録・協議書
 - (1) 工事日報・月報
 - (2) 工事写真（ネガフィルム共、デジカメ可）
 - (3) 工事設計書
 - ① 工事種別明細・内訳書
 - ② 単価表他
 - ③ 搬出量調書（設計数量との比較表含む）

2. 工事完了に際して提出する図書

- 1) 竣工検査願及び自主検査報告書
- 2) 工事完了届
- 3) 工事報告書
- 4) その他組合が指示する図書

※ 提出図書の取りまとめ様式、提出日については組合の指示による。

その他組合が指示するものに関しては電子記録媒体にて提出すること。

第4節 関係法令等の遵守

本工事に施工にあたっては関係法令等を遵守しなくてはならない。

- 1) 「労働安全衛生法」及び関係諸法令
- 2) その他、工事に関係する法令を遵守する。

第4章 施工監理内容

本工事を安全に設計図面通りに進めるために、下記の3段階において協議及び検査を行う。

1. 初回協議

- ① 施工着手前に施工計画書の内容について協議を行い、内容の確認を行う。
- ② 使用材料等の材料承諾を行う。

2. 中間検査

- ① 主要な段階として、掘削完了時と排水工完成時に中間検査を行う。
- ② 中間検査は、設計図面通りに施工されていることを確認するための検査を行う。

3. 最終検査（完成検査）

- ① すべての工事が完成した後に、最終検査を行う。
- ② 最終検査は、工事全体を確認することとし、工事完了に際して業者が提出する図書を確認するものとする。